

新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針

令和2年7月8日

I 基本的な考え方

- (1) 避難所の過密状態防止
- (2) 避難所における感染予防・感染拡大防止措置
- (3) 感染が疑われる避難者への適切な対応
- (4) 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

II 具体的な対策方法

- (1) 避難所の過密状態防止
 - ① 可能な限り多くの避難所を開設する。
 - ② 防災ハザードマップ等を確認し、自宅等が安全な場合は在宅避難または安全な親族・友人宅への避難を優先するよう周知する。
 - ③ 自治会や自主防災組織に協力を求め、集会所等を自主避難所として活用する。その際は指定避難所同様の感染症予防や感染拡大防止に努めるよう周知する。
 - ④ 民間宿泊施設等に協力を求め、障がい者や妊産婦等の要配慮者に対応した福祉避難所として活用するよう努める。
 - ⑤ 災害時応援協定の締結先に対し、一時的な避難所としての施設等の提供を協議する。
- (2) 避難者自身の感染予防・感染拡大防止
 - ① 避難をする際には、食料、飲料水、いつも服用している薬等の他、体温計、マスク、消毒液、ウェットティッシュ、タオル、上履き（スリッパ、靴下など）、ゴミ袋等を可能な限り持参する。
 - ② 発熱、咳等の症状がある場合は、避難所運営スタッフに申告し、指示に従う。
 - ③ 避難所ではマスクを着用する。
 - ④ こまめに手洗い、消毒等をする。特に居住スペースへの入室時、食事前、トイレ使用後は徹底する。
 - ⑤ 咳エチケットを徹底する。
 - ⑥ マスク等のごみを捨てる際には、袋などに入れ、直接手で触れないようにする。
- (3) 感染が疑われる避難者への対応
 - ① 感染が疑われる避難者に対応した専用避難所を可能な限り早急に開設する。
 - ② 一般の避難所に発熱、咳等の症状がある者が避難してきた場合は、原則、一般の避難所への受け入れをせず、親族・友人宅への避難を検討し

てもらい、避難先が無い場合は専用避難所が開設するまで、一時的に自家用車または隔離できる個室に待機をしてもらう。

- ③ すでに入所している避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者及び家族等を自家用車等または隔離できる個室に待機してもらい、医師や保健師等の指示を仰ぎ、専用避難所に移動してもらう。

(4) 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

- ① 避難所入所時に「受付時健康状態チェック票」により健康状態を把握する。感染防止のため、世帯ごとに1枚の名簿を作成し、各世帯員の「受付時健康状態チェック票」を添付し管理する。
- ② 毎朝・夕に検温を実施し、「健康管理チェック票」により健康管理する。
- ③ 避難所日報により各避難所の状況を把握し、衛生管理及び健康管理の徹底を図る。
- ④ 避難者の居住スペースについては、可能な範囲で十分なスペースを確保する。
- ⑤ 避難所内、特に居住スペースについては十分な換気に努める。
- ⑥ 複数の人が手で触れる共用部分（トイレを含む）を消毒する。
- ⑦ 手洗い、消毒及び咳エチケットを避難者に徹底させるため、避難所内の情報掲示板に厚生労働省作成の感染症対策チラシを掲示する。